

【20150205】監視・情報伝達システムの整備（箱根町）

①ハード面の対策：火山ガス観測装置及びモニターの設置

- ・ 火山活動が活発化したことにより、大涌谷には火口や噴気孔が発生し、火山ガスが発生している。以前の状態には戻らないと専門家から指摘されており、安全対策についても以前のままでは立入が難しいことから常時監視が必要となった。
- ・ これを受け、火山ガス観測装置を 11 地点に設置（一部は既存設備を利用）し、火山ガスを常時集中監視できるシステムを構築した。ガスの測定値は役場の PC の他、大涌谷園地内 2 箇所（ロープウェイ大涌谷駅、大涌谷くろたまご館）にディスプレイを設置し、誰もが見えるようにしたほか、濃度が基準値を超えるとアラートが出る仕組みとなっている。なお、システムの整備費用は県の 100% 抱出となっている。
- ・ これに加え、観光客に安心して来てもらえるよう、一部の観測点について、火山ガスの測定結果を町のホームページで公開している。
- ・ また、今後、関係機関がウェブ上で濃度を確認できるようなシステムにすることを予定している。



図 火山ガス観測器設置箇所

(出典) 箱根町資料

②ソフト面の対策：監視員の配置

- ・ 大涌谷園地に町の臨時職員である監視責任者を配置するとともに、大涌谷園地の運営事業者で監視員を数名配置し、火山ガスの状況に応じて適切に避難・誘導を行う体制を構築している。
- ・ 監視体制をより実効性のあるものとするため、事業者と連携して観光客の避難・誘導・受入訓練を年 1 回実施予定である。

【20150206】旅行会社との包括連携協定に基づく観光産業への影響対策（箱根町）

①旅行会社との包括連携協定に基づく情報発信

- 噴火警戒レベル上昇に伴い、観光で箱根に足を運ぶ全国のお客様に対し、正確な情報を提供することが急務と考え、発生時期がゴールデンウィークの只中であったことから、直ちに文書で規制エリアが大涌谷の一部エリアに留まること、一部エリア以外は通常営業であることをホームページ等で発信した。
- 平成27年3月には、旅行会社と包括連携協定を締結していたことから、全国の旅行代理店を通じて箱根の情報を正確に発信してもらうことにより、観光復興につなげることを企図した。
- また、協定締結先以外の旅行会社や代理店等に働きかけ、観光客に対し、箱根の現状を正確に伝えられるよう工夫をした。

②火山温泉サミットの開催

- 地方創生交付金を活用し、「箱根元気プロジェクト」を展開した。本プロジェクトの一環として、火山活動によって影響を受けやすい国内外観光地のネットワーク構築と噴火災害による観光振興を目的として、「第1回火山・観光サミット」を箱根町で開催した。

「火山・観光サミット2016 in 箱根」開催プログラム	
3/2(水)	
第一部 正しく恐れる	火山活動と防災対策
13:00~14:00 開会挨拶 箱根町 町長 山口 真士 一般財團法人箱根町観光協会 理事長 勝俣 伸 来賓挨拶 関係者挨拶 主旨説明	14:00~14:45 山梨県富士山科学研究所 所長 藤井 敏嗣 氏 15:10~15:45 一般財團法人砂防・地すべり技術センター 研究顧問 池谷 浩 氏 16:00~16:45 神奈川県温泉地学研究所 所長 里村 駿夫 氏 16:45~16:50 閉会の辞
第二部 交流会	18:30~20:00 火山・観光サミット2016 in 箱根 ネットワークセッション
3/3(木)	
第一部 火山と観光	4分科会 第1分科会場150名・第2分科会場50名・第3分科会場50名・第4分科会場50名
9:30~10:00 来賓挨拶 主旨説明 海外における火山活動と観光 10:00~11:00 ハワイ大学ヒロ校 教授 ケン・ホン 氏 11:00~12:00 ニュージーランド地質調査所 博士 グラハム・レナード 氏 昼休憩(※お弁当を参加者分ご用意しております) 第1分科会「火山と温泉観光について」 13:00~14:00 パネルディスカッション コーディネーター：朝日新聞編集委員 黒沢 大陸 氏 パネリスト：観光関係従事の方々(募集中) 第2分科会「観光地における火山活動の情報発信とメディアとのリレーション」 13:00~13:30 日本放送協会(NHK)解説委員 二宮 雄 氏 13:30~14:00 NPO法人桜島ミュージアム 福島 大輔 氏	第3分科会「観光地における火山噴火警戒レベルとの向き合い方」 13:00~13:30 愛知工業大学工学部 教授 横田 崇 氏 13:30~14:00 神奈川県安全防災局災害対策課 応急対策担当課長 片山 真 氏 第4分科会「火山ガスに対応した観光地づくりについて」 13:00~13:30 東海大学理学部 教授 大場 武 氏 13:30~14:00 帝京大学医学部 教授 矢野 栄二 氏 未来に向けた火山・温泉と向き合う観光地の繋がりと共に 14:15~14:55 火山活動による経済的リスクへの対応策を考える 15:10~16:10 これからの火山・温泉・観光を考える(タレント出演予定) 16:10~16:30 総括「箱根宣言」
3/4(金) 特別エクスカーション	大涌谷観察ガイドツアー(9:00~12:00頃予定) 定員190名 当日の火山活動の状況によっては、変更になる場合がございます。路線変更予定。

図 「火山・観光サミット2016 in 箱根」開催プログラム

(出典) 箱根町資料

事例コード

201503

2015年（平成27年） 関東・東北豪雨による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①災害の概要

平成27年9月7日に発生した台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、その後、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

特に9月9日から9月10日にかけて、栃木県日光市五十里(いかり)観測所は、昭和50年の観測開始以来最多の24時間雨量551mmを記録し、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新した。

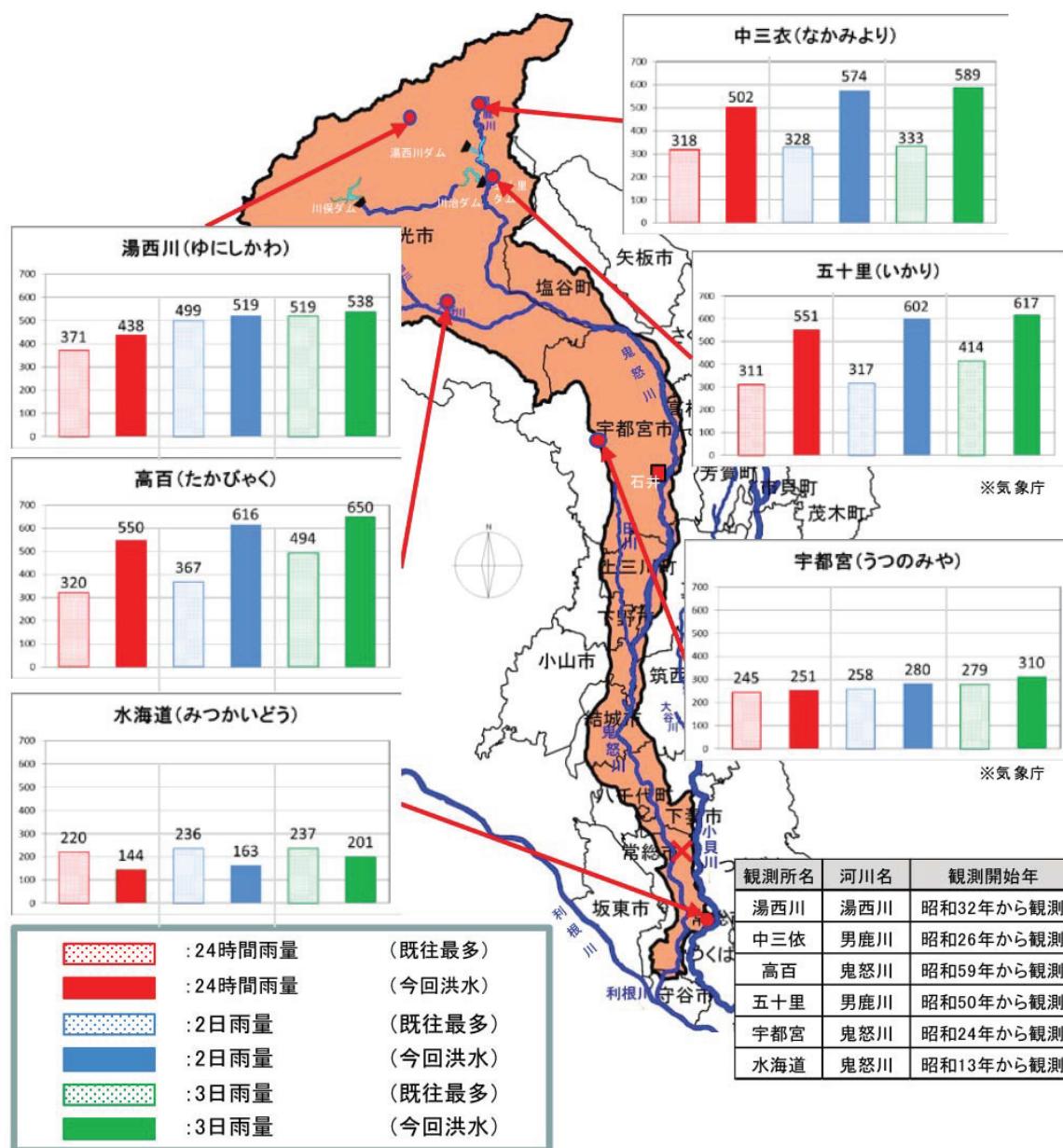


図 鬼怒川流域における降水量

(出典) 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ第1回資料「平成27年9月関東・東北豪雨災害の概要」

②被害状況

全国では災害関連死も含めて死者 14 名の人的被害がでたほか、鬼怒川における堤防決壊が発生したことによる家屋の流出等が発生し、住宅の全壊 81 棟、半壊 7,045 棟、床上浸水 2,495 棟、床下浸水 13,159 棟の家屋被害をもたらした。

特に被害が甚大であった茨城県内では農業関係や商工業関係、公共土木施設、教育関係施設、社会福祉施設等の幅広い被害が発生し、被害総額は約 401 億円に及んだ。

表 関東・東北豪雨における全国の被害状況（平成 28 年 12 月 16 日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	14
家屋被害（棟）	全壊家屋	81
	半壊家屋	7,045
	床上浸水	2,495
	床下浸水	13,159

（出典）消防庁「平成 27 年台風第 18 号による大雨等に係る被害状況等について」（平成 28 年 12 月 16 日）

表 茨城県における被害総額

区分	細分	被害額（百万円）
農業関係 (平成27年12月22日現在)	農作物	5,460ha 3,586
	収穫後保管米	— 233
	農業用施設等	— 2,937
	家畜・畜産物	— 182
	共同利用施設	— 262
	土地改良施設	— 4,844
	林業関係	— 11
	水産業関係	— 71
商工業関係 (平成27年11月11日現在)	常総市	1,334件 16,900
	その他の市町村	167件 3,200
公共土木施設 (平成28年3月11日現在)	河川	— 1,476
	道路	— 883
	海岸	— 79
	港湾	— 32
	下水道	— 319
教育関係施設 (平成28年2月22日現在)	県立学校	7施設 535
	市町村立学校	8施設 790
	市町村社会教育施設	10施設 860
	市町村スポーツ施設	18施設 186
	国登録文化財	1施設 —
社会福祉施設等 (平成27年10月14日現在)	病院	2施設 1,697
	一般診療所	11施設 247
	歯科診療所	7施設 104
	看護専門学校	1施設 103
	高齢者関連施設	15施設 352
	児童福祉施設	7施設 173
	障害者施設	2施設 —
	保健所	1施設 34
	保健センター	1施設 21
	火葬場	2施設 23
	合計	— 40,140

（出典）茨城県資料

③主な災害箇所

鬼怒川では常総市若宮戸地先で溢水、常総市三坂町地先において約200mにわたって堤防が決壊し、多くの被害が発生した。特に、常総市では、建物流失、広域浸水、長期湛水といった大きな被害が発生した。

＜鬼怒川全体の被災数＞

被災内容	箇所数
決壊	1
溢水	7
漏水	23
堤防・河岸洗掘	31
法崩れ・すべり	7
その他	28
計	97



図 鬼怒川における被災箇所

(出典) 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ第1回資料「平成27年9月関東・東北豪雨災害の概要」



図 常総市における河川の氾濫状況

(出典) 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ第1回資料「平成27年9月関東・東北豪雨災害の概要」

(1) 災害後の主な経過

9月9日、雨による鬼怒川増水のため、常総市安全安心課が警戒待機を開始し、翌10日深夜に災害対策本部が設置された。

茨城県においても、10日朝には警戒本部が設置され、同日中に災害対策本部が設置された。

政府においては、9月8日に関係省庁災害警戒会議が開催されており、9月10日には、先遣チームの派遣も含めた茨城県等への支援活動が活発化した。

その後、茨城県は9月10日には災害救助法の適用を決定し、翌日にさらに対象市町村を追加した。また、9月14日に被災者生活再建支援法の適用を決定した。

表 災害後の主な経過（茨城県・常総市・政府の主な取組）

年	月日	茨城県・常総市の対応	政府の対応
平成 27年	9月8日		14:30 関係省庁災害警戒会議の開催
			16:48 情報連絡室設置 ⇒その後10日以降に官邸連絡室、官邸対策室に改組
	9月9日	17:00頃 常総市警戒待機開始	
	9月10日	0:10 常総市災害対策本部設置	
		2:20 玉地区（原宿・小保川・若宮戸）、本石下、新石下の一部に避難準備情報発令 以降、順次各地区に対して避難勧告、避難指示を発令	
			04:15 関係省庁局長級会議を開催
		07:45 茨城県災害警戒本部を設置	07:43 緊急参集チーム協議開催
		09:05 茨城県自衛隊災害派遣要請	08:40 内閣府情報先遣チーム派遣（茨城県・栃木県）
		10:00 茨城県災害対策本部設置	
		14:00 常総市役所石下庁舎浸水	
		15:30 茨城県常総市災害対策本部に事務局員派遣	15:47 関係閣僚会議
		17:00 災害救助法適用決定（7市町）	
	9月11日	2:00 常総市本庁舎浸水	
		10:00 災害救助法適用決定（3市）	
	9月12日	茨城県現地災害対策本部設置	首相視察
	9月14日	被災者生活再建支援法の適用決定（2市町）	

（出典）常総市水害対策検証委員会「平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書」（平成28年6月13日）、内閣府「平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況等について」（平成28年2月19日）より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201503	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1 : 被災状況等の把握		【20150301, p237】	(常総市)		→	
施策 2 : がれき等の処理		【20150302, p237】	(常総市)		→	
1.2 計画的復興への条件整備						
施策 1 : 復興体制の整備		【20150303, p241】	(常総市)		→	
施策 2 : 復興計画の作成		【20150304, p241】	(常総市)	→	【20150305, p242】	(常総市)
施策 3 : 広報・相談対応の実施		【20150306, p244】	(茨城県)			
施策 4 : 金融・財政面の措置		●		→	●	→
2. 分野別復興施策		【20150307, p245】	(茨城県)			
2.1 すまいと暮らしの再建		【20150308, p246】	(茨城県)			
施策 1 : 緊急の住宅確保		【20150309, p246】	(茨城県)			
施策 2 : 恒久住宅の供給・再建		【20150310, p247】	(常総市)		→	
施策 3 : 雇用の維持・確保						
施策 4 : 被災者への経済的支援						
施策 5 : 公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1 : 公共施設等の災害復旧						
施策 2 : 安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3 : 都市基盤施設の復興						
施策 4 : 文化的再生	【20150311, p247】	(常総市)	●	→		
2.3 産業・経済復興						
施策 1 : 情報収集・提供・相談						
施策 2 : 中小企業の再建						
施策 3 : 農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

(1) 住まいと暮らしの再建に関する調査

【20150301】被災者生活実態調査（常総市）

①被災者に対する見守り訪問事業

- ・市民協働課では、平成 28 年 4 月から半壊に満たない床上浸水以上の被災者を対象に、被災の程度や世帯構成を考慮して優先度の高い順から個別訪問を行い、健康等で見守りが必要な方を洗い出し、健康や生活面での見守りを行う訪問事業を社会福祉協議会に業務委託して実施している。
- ・社会福祉協議会では 6 名体制で事業を実施しており、継続的な対応が必要と判断される被災者に対しては複数回にわたり訪問するようしている。
- ・また、市民協働課では、平成 28 年 12 月に半壊に満たない床上浸水以上の被災者に対するアンケート調査を実施し、早急に訪問が必要な被災者を抽出し、課題解決に繋げることとした。
- ・平成 29 年度以降は、社会福祉課に係ごと業務を移管し、継続して訪問が必要と判断している被災者のほか、平成 28 年度中に訪問できなかった方や平成 28 年 12 月に実施したアンケート調査で未回答の方を訪問することを予定している。

②みなし仮設住宅居住者への意向調査

○調査概要

- ・安全安心課（現在の防災危機管理課）で、県営住宅や国家公務員住宅、民間賃貸住宅等の公的住宅におけるみなし仮設住宅の居住者に対する訪問ヒアリング調査を実施した。
- ・被災後約 3 ヶ月が経過していたが、公的住宅によるみなし仮設住宅の多くが市外に立地していたことから、居住者に対する情報提供が十分ではなく、その意向調査等も実施できていなかった。そのため、まずは訪問し、情報提供を行うことと健康状態の確認を行うことを主な目的として、平成 27 年 11 月末頃、約 100 世帯を対象として第 1 回目の訪問調査を行った。訪問調査は各部の部課長と課長補佐がチームを組み、広報紙等を持参の上、実施した。
- ・さらに、平成 28 年 11 月に第 2 回目の訪問意向調査を実施した。同調査では、災害発生後 1 年が経過したことを受け、今後の公営住宅の提供や市の独自の支援制度の検討を行うことを目的として、細かいニーズ等の把握を行った。なお、調査対象世帯は約 70 世帯まで減少した。
- ・第 2 回調査実施から約 4 ヶ月後の平成 29 年 3 月、第 3 回の調査を実施した。同調査では、みなし仮設住宅の退去期限が迫っていることを受け、今後の生活再建に向けた意向に関してより詳細な把握を行った。その際、事前の意向調査で県営住宅への転居を希望している世帯に対しては、茨城県住宅課の職員が同行し、あわせて説明を行った。

○調査方法

- ・市内には福島県浪江町からの長期避難世帯が居住していた。福島県から、これら長期避難世帯に対して常総市職員で訪問調査を実施するよう依頼を受けており、その際に福島県からそのための調査票や調査手順書の提供を受けていたため、みなし仮設住宅居住者に対する訪問調査に対しても、これらを参考として手順書と調査票を作成し、実施した。

(2) 災害廃棄物処理

【20150302】災害廃棄物等の処理（常総市）

①災害廃棄物処理の体制

- ・災害廃棄物処理は、地域防災計画上は生活環境課が担当することとなっていたが、生活環境課は仮置場の設置や仮置場の管理等の現場対応に追われており、廃棄物の処理方法を検討する余裕がなかったため、平成 27 年 9 月 29 日に、6 名の職員からなる「災害廃棄物処理プロジェクトチーム」を立ち上げた。
- ・「災害廃棄物処理プロジェクトチーム」の職員は組織横断で集められ、2 人ずつで「処理実行計画策定と補助金対応」「契約業務」「現場管理」の 3 つのチームを構成した。
- ・「災害廃棄物処理プロジェクトチーム」は、最大 16 名まで増員され、平成 28 年 3 月 31 日に解散したが、事業継続中のため一部のメンバーは生活環境課に移行した。
- ・こうした処理体制を早期に構築できたことは、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する上で非常に有効であった。ただし、災害発生後優先されるのは人命救助等の業務であることと、避難所運営に多くの職員が関わらざるを得なかつたことから、人員の確保は非常に苦慮した。
- ・また、環境省、茨城県、さらに自治体による災害廃棄物処理を支援する目的で平成 27 年 9 月 16 日に設立された D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の枠組みが構築されていたことか

ら、公益社団法人全国都市清掃会議の支援を受け、国立研究開発法人国立環境研究所や一般財団法人日本環境衛生センター、一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会や公益財団法人廃棄物・3R研究財団などの専門家チームからの助言を得て対応した。

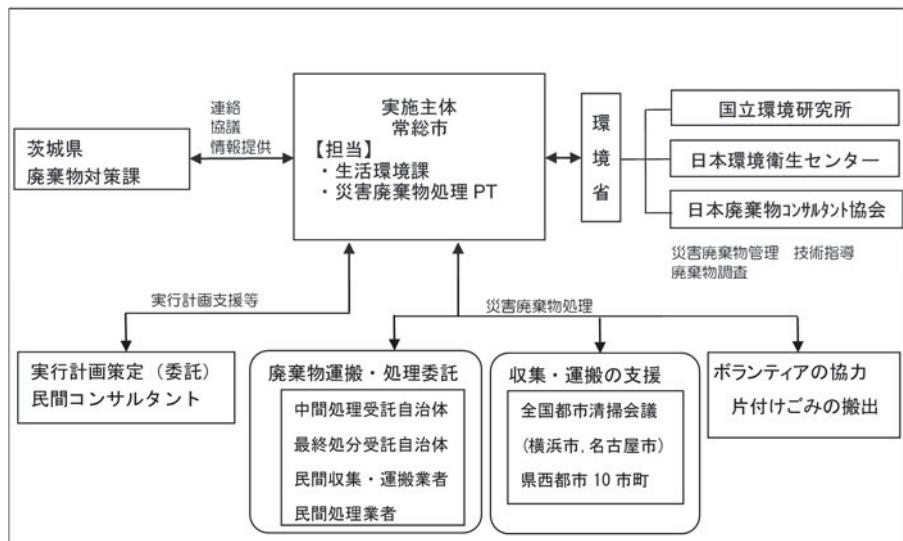


図 常総市における災害廃棄物処理の実行体制

(出典) 常総市「平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理実行計画（第二版）」（平成28年9月23日）より一部常総市が編集

②災害廃棄物処理の概要

- 平成27年9月11日に最初の仮置場を開設し、防災行政無線で広報を行った。水害の場合は地震等と異なり被災者による片付けが早く行われるため、家財等の廃棄物が早い段階から大量に発生し、仮置場設置前に公園や路上等に廃棄物が排出されてしまうこともあった。
- 事前に仮置場の予定地等は想定していなかったため、利用できる公有地から順次設置していく。その後廃棄物量が増加して公有地だけでは仮置場を設置できなくなると、公共施設の駐車場や圏央道のインターチェンジ用地、隣接市の空地等も利用し、最終的には13箇所設置した。仮置場の管理は、搬入と搬出について常総市がシルバー人材センターに委託をして管理をし、内部の仕分け等については別途廃棄物処理業者に委託した。
- 仮置場に集約した際には、廃畳や廃家電、廃タイヤなど、一部は重機や手作業による分別を行ったが、ほとんどの廃棄物が混合状態で残された。これらの混合廃棄物は、常総市の仮置場から民間企業が保有する処理施設に搬入し、可能な限り資源化しながら処理を行った。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では災害廃棄物は一般廃棄物であるため、既存の一般廃棄物処理施設で処理することが望ましいが、そのためには選別を行う為の中間処理施設の設置等が必要である。しかしその稼働までに2~3ヶ月が必要となるため、早期の廃棄物の撤去及び処理を進める必要性と異なる仮置場等の用地確保の難しさから選択することができなかった。



(地域交流センター東側駐車場仮置場)

(圏央道常総 IC 仮置場)

図 常総市における仮置場の状況

(出典) 常総市

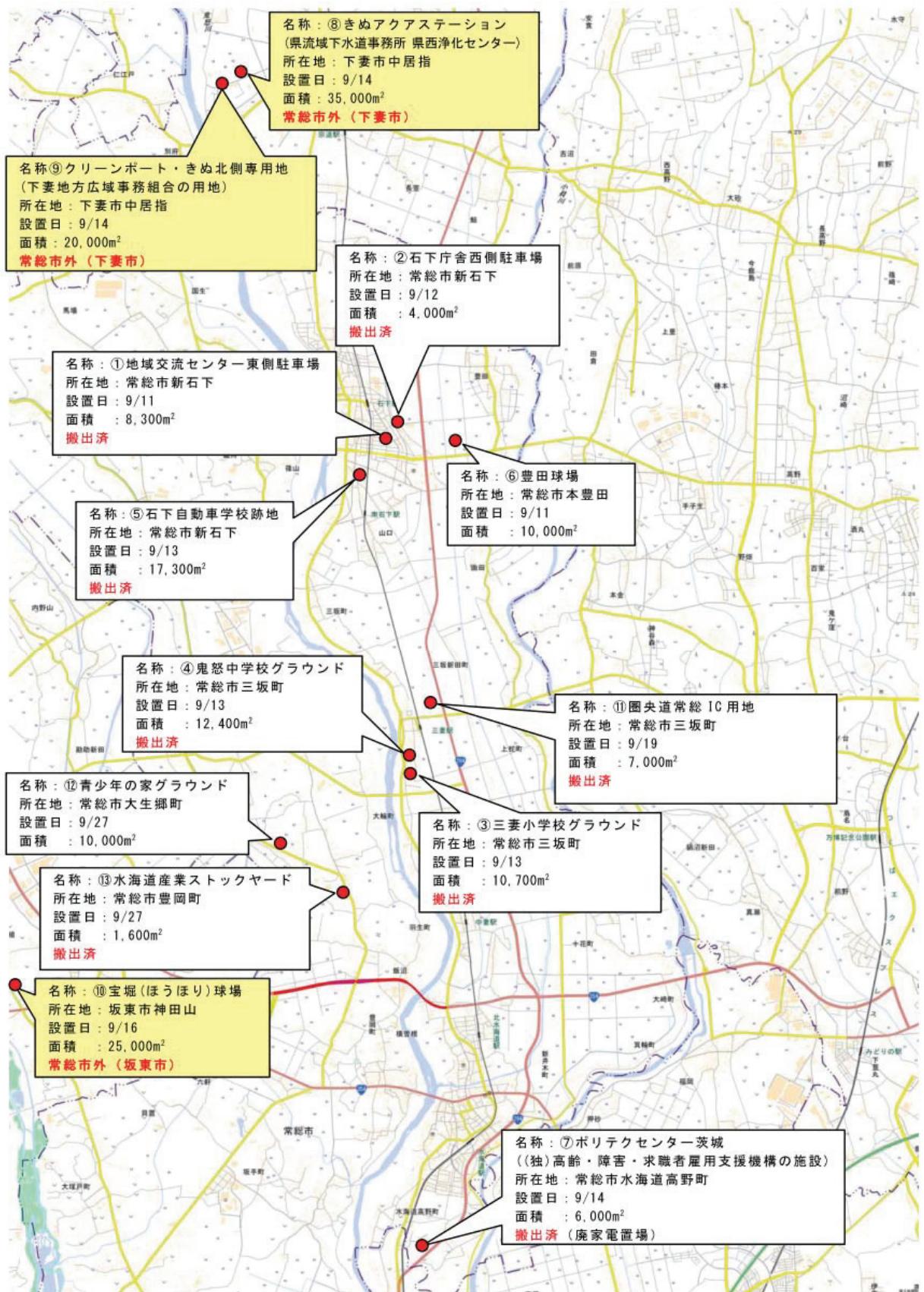


図 常総市における仮置場の分布

(出典) 常総市「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理実行計画 (第二版)」

③災害廃棄物処理を行う上での工夫や留意点

- ・ 災害廃棄物の処理は国庫補助事業として実施することが財源確保上も必須であったため、常に補助事業であることも意識しながら処理スキームを検討し、適切な手続を踏まえるよう留意した。例えば、事業者に委託する場合でも必ず平常時と同様の契約手続きを実施することや、災害査定や検証のために様々な苦情や問い合わせ内容の記録などを残しておくといったことも必要であった。
- ・ また、搬入搬出作業の写真撮影など、記録のための写真等を大量に撮影することから、専用サーバを導入するなどの環境整備を行った。
- ・ 隣接自治体等の敷地を仮置場として利用するにあたっては敷地周辺の住民への丁寧な説明を実施するなど、多方面に対しての気配りと丁寧な説明を心がけた。
- ・ 災害廃棄物は“ごみ”であるという意識を持ちがちであるが、浸水する前は市民の皆様の財産である。廃棄物ではなく「資産を預かる」という意識を持ち対応することが重要であった。
- ・ 総括的排出者責任を全うすることが必須であるため、全ての廃棄物について最終処分までの追跡調査を実施した。

④災害廃棄物処理を行う上での課題と事前対策上のポイント(教訓)

- ・ 水害が発生すると、被災後すぐに家財等の片付けに伴う廃棄物が大量に発生するという認識がそもそもなかったことが初動対応の遅れにつながった。そのため、発災直後に発生しうる事態について十分想定しておくことが重要であり、その上で災害廃棄物処理計画を事前に作成しておくことが非常に重要である。
- ・ 廃棄物処理は、街中、仮置場において山積みとなった災害廃棄物の状況が市民からも見えやすく、進捗状況が視覚的にもわかりやすいため、処理が進んでいないような状況が市民の不安を誘発した側面があった。
- ・ また、現場の進捗管理と同時並行で、補助金事務の一つである災害報告書の作成が求められることから、災害廃棄物処理はチームでの対応が必要不可欠となる。その際、土木・建築の観点で設計・積算のできる技術を有する専門職職員や、すべての場面で法務対応が可能な職員が必要となることから、適切かつ確実に人員確保ができるよう地域防災計画に位置付けるなど、事前準備をしておくことが重要である。
- ・ さらに、災害廃棄物の処理にあたり、様々な法令や具体的な処理事例の情報把握が必要となることから、最新の法令改正を把握するととともに、過去の災害事例での対応状況なども把握しておくことが重要である。また万が一災害が発生した時、災害現場に職員を派遣し、実際に災害廃棄物処理の現場に立ち、被災自治体を全力で支援することが、当該団体における災害廃棄物処理対応力向上への最短距離であると考える。
- ・ 初動対応が最も重要であるため、官民を問わず、災害廃棄物処理に関連する関係機関及び団体と事前に災害時の対応を協議し、その役割分担等を定めた協定を締結しておくことは非常に有効である。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20150303】復旧・復興体制の構築（常総市）

- 市では、庁議のメンバーが参画している災害対策本部が継続して設置されており、復旧・復興についても災害対策本部で意志決定している（平成29年3月時点）。
- 災害対策本部事務局については、当時の安全安心課、総務課、秘書広聴課が担当することとなっていたが、災害発生直後は各課とも業務が混乱し十分に機能しなかったため、事務局機能を担う組織として、組織横断的にメンバーを集め、「災害対策本部統括班」を設置した。

(4) 復旧・復興計画の策定

【20150304】復旧・復興方針の検討（常総市）

①ビジョンの目的と位置づけ

- 復興計画の策定よりも前に、水害以前よりも魅力ある常総市の再生を前提として未来の常総市の姿を明確にし、指針となる姿を示すことが必要であるとの考え方から、平成27年12月に「常総市復興ビジョン」を策定した。

②ビジョンの構成

- 復興ビジョンでは、復興に向けた基本的な考え方である基本理念として、「川と向き合い、川とともに育ち、『住みたい』を大切にする常総」を掲げている。
- さらに、復興計画の終期となる平成32年度までに、4つの「平成32年度時点での目指す姿」を掲げ、それぞれの姿を実現するための基本姿勢（考え方）を「柱」として整理した上で、柱毎に重点的に実施していく施策を提示している。

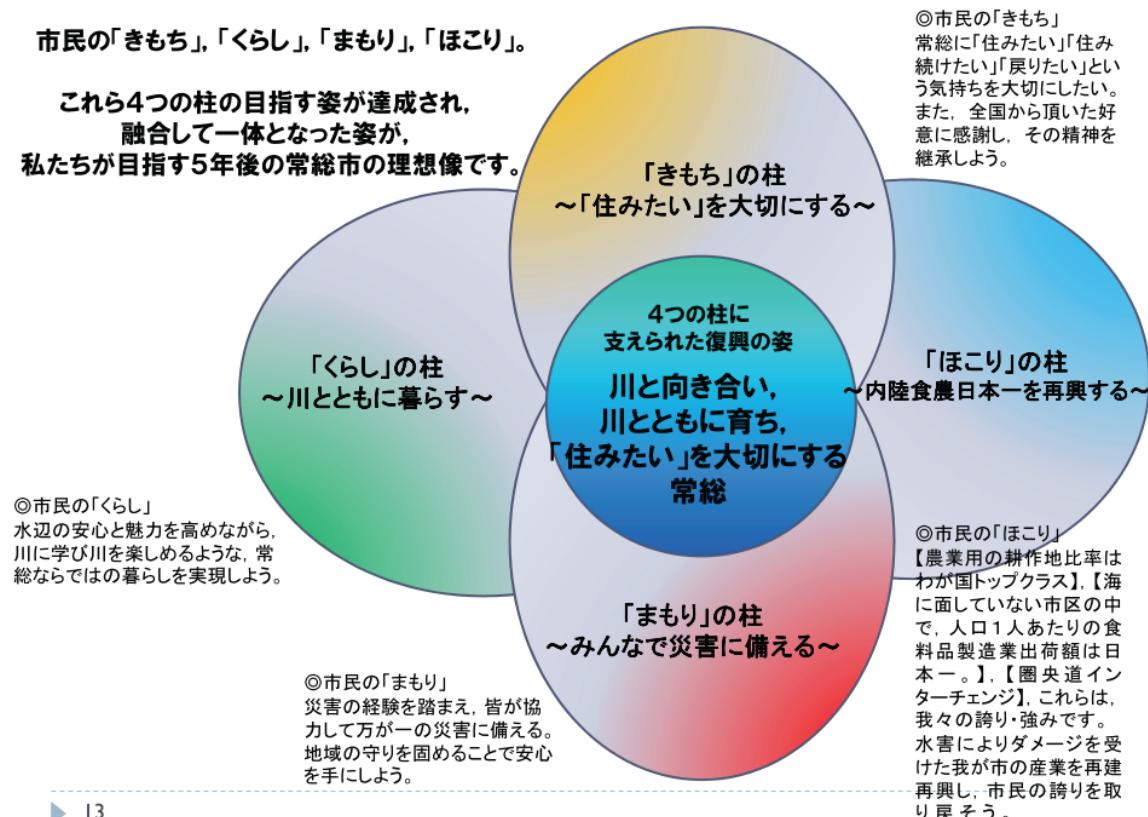


図 「常総市復興ビジョン」における復興の基本理念と4つの柱

（出典）常総市「常総市復興ビジョン」（平成27年12月）

③ビジョンの策定体制とスケジュール

- 市では、水害前から筑波大学と包括連携協定を締結しており、協定に基づいて様々な事業を実施していた。そのため、復興ビジョンや復興計画の策定について具体的な進め方を相談するため、平成27年10月に筑波大学を訪問した。その結果、筑波大学からの協力を得られることとなり、筑波大学の学識経験者等から構成される「復興ビジョン懇話会」を設置した。
- 「復興ビジョン懇話会」は、同年11月22日に第1回会議を開催し、その後復興ビジョン策定までに計3回開催した。
- なお、アドバイザーとして、筑波大学から推薦を受けた学識経験者の他、独自に現地で活動を実施していた茨城大学の有識者などを選定した。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行っている年度であったため、同戦略の策定に関与していた筑波大学の准教授及び助教に事務局として参画頂いた。
- 復興ビジョン策定にあたっては、「復興ビジョン懇話会」の委員の一人から、阪神・淡路大震災の経験を踏まえても、可能な限りスピード感を持って市民に復興の道筋を示すべきとの指摘があったことを踏まえ、年内に復興ビジョン、年度内に復興計画を作成するというスケジュールとなった。結果的にこのスケジュールに沿って策定したが、水害発生後およそ半年でビジョンと計画を策定するのは、作業的にも負荷が大きかった。

【20150305】復旧・復興計画の策定（常総市）

①計画の目的と位置づけ

- 平成27年12月に策定した「常総市復興ビジョン」では、復興に向けた基本理念や復興の柱などを整理している。そこに具体的な施策・事業を整理した行動計画部分を付け加えた計画として、平成28年3月に「常総市復興計画」を策定した。

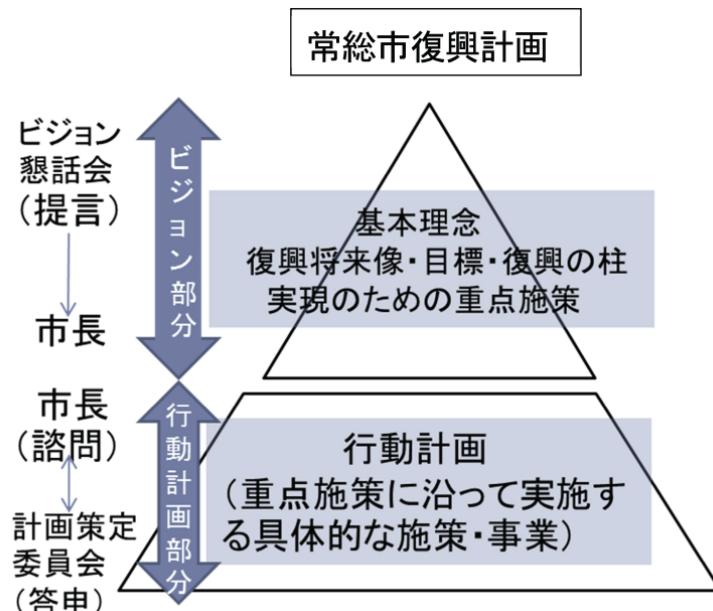


図 常総市復興計画の構造

(出典) 常総市「常総市復興計画」（平成28年3月）

- なお、平成27年度は別途「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を年度内に完成することとなっていたが、水害が発生したことによって国と調整を行い、復興計画の内容を反映した上で、平成28年6月に完成させた。

②計画の期間と内容

- 復興計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとし、その内容をまち・ひと・しごと創生総合戦略や次期総合計画へ反映することとしている。
- 「常総市復興計画」では、「常総市復興ビジョン」で定めた「きもち」、「くらし」、「まもり」、「ほこり」の4つの柱の目指す姿に対して、88の施策・事業を位置づけた。

区分	年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
常総市復興計画												
まち・ひと・しごと創生 総合戦略期間												
常総市総合計画期間		常総市総合計画										
		後期基本計画										

図 常総市災害復興計画の計画期間と他の計画との関係

(出典) 常総市「常総市災害復興計画」(平成28年3月)

③復興計画の策定体制と策定プロセス

- 復興計画の策定にあたっては、復興ビジョン懇話会の委員を中心に、市議会議員や関係団体の代表者、関係行政機関の職員等から構成される「常総市復興計画策定委員会」を設置した。
- 同委員会は平成28年1月20日に第1回を開催した後、完成まで3回開催した。また、第1回及び第2回会議では、「常総市復興ビジョン」に示された4つの柱に合わせて4つの専門部会を設置し、学識経験者が各部会の部会長として司会進行するワークショップにより、具体的な施策・事業案の検討を行った。
- 市側は企画課が事務局となっており、6～7名の職員が従事して資料作成等を行った。

④復興計画策定における課題と効果

- 包括連携協定を締結している筑波大学の協力を得られたことは、筑波大学の有識者が常総市についてよく知っていることや常総市に対して高い関心を持っていたことから、復興ビジョンや復興計画を策定する上で効果的であった。
- 復興計画で位置づけた88の施策・事業について、事業内容を策定委員会で検討し取りまとめたが、事業担当課を巻き込んだ形でとりまとめを行えなかつたため、計画策定後担当課を決定する調整作業を実施した。結果、担当課の決定に難航している事業もあり、施策・事業についてはその数・決定方法ともに、検討の余地があった。

(5) 金融・財政措置

【20150306】住宅再建に係る市町村事業への支援（茨城県）

①住宅応急修理にかかる支援

- 災害救助法の適用を受けた市町村において、住宅の応急修理を行う上で法による所得制限により対象とならない半壊世帯に対して、法と同額の応急修理費用を補助する場合に、その費用の1/2を県が負担した。

○災害救助費（県単）予算額：127,575千円

今回の特例

実施主体：災害救助法の適用を受けた市町

補助内容：住宅応急修理

対象：所得制限により法対象とならない半壊世帯

限度額：567,000円（法と同額）

負担割合：（県1/2）、市町1/2

図 住宅応急修理にかかる支援の概要

（出典）茨城県「平成27年度予算案参考資料（11月補正）」

②被災者生活再建支援補助事業

- 県では、平成27年度から、被災者生活再建支援法の適用とならない市町村に対して、同法と同様の支援を市町村が行う場合、県がその一部を負担する「被災者生活再建支援補助事業」を構築していた。
- 関東・東北豪雨では半壊となった世帯が非常に多く、これら世帯への支援策が必要との考えから、同制度の特例措置として、被災者生活再建支援法の適用有無にかかわらず、半壊世帯に対して25万円（単独世帯の場合はその3/4）を支給する市町村に対して、その費用の1/2を県が負担した。

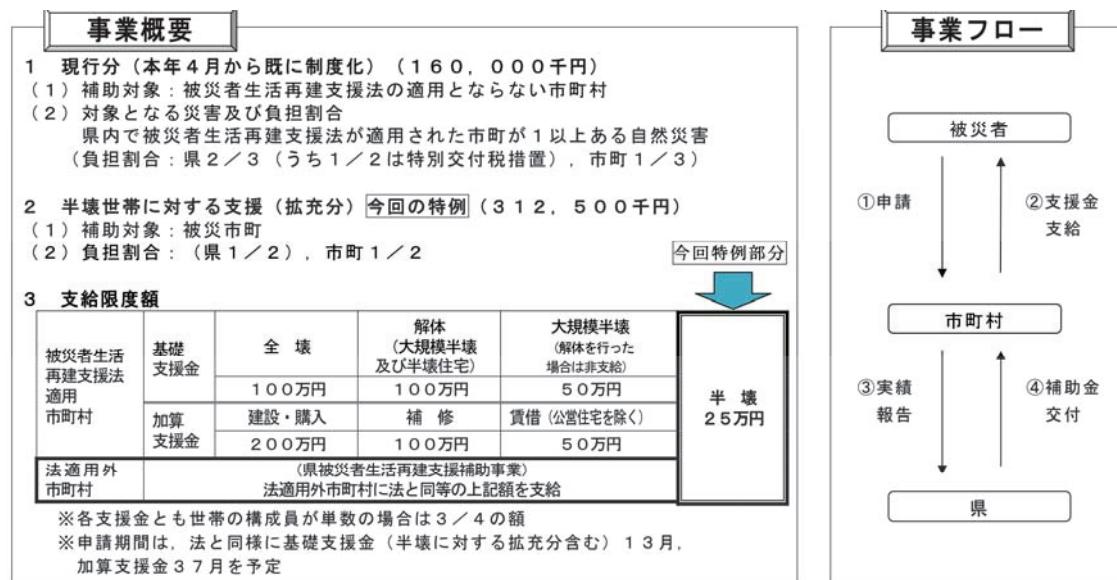


図 被災者生活再建支援補助事業の概要

（出典）茨城県「被災者生活再建支援事業資料」

【20150307】中小企業等支援に係る市町村事業に対する支援（茨城県）

①平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資制度にかかる利子補給への支援

- ・ 県では、市町村長から罹災証明を受けている等の事業者を対象として、経営の安定や事業再建に必要な事業資金について融資を行う融資枠を確保するため、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資制度」を設けた。その中で、市町村が利子補給を行う場合にはその費用の 1/2 を県が負担した。
- ・ なお、同融資制度は、平成 28 年度末で終了した。

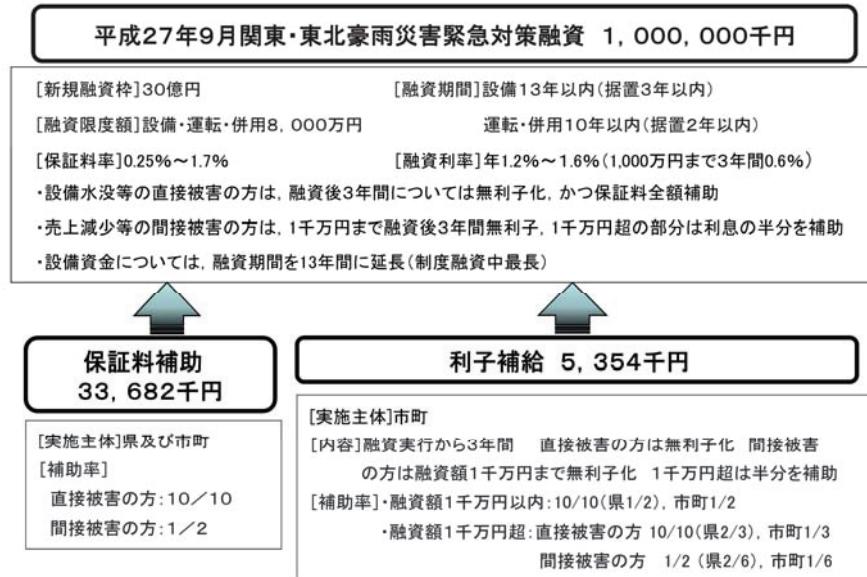


図 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資制度の概要

(出典) 茨城県「平成27年度予算案参考資料（11月補正）」

②被災中小企業事業継続支援事業への支援

- ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により被災した事業所に対して、機械・設備の修繕、購入や施設の改修等に関する経費、事業再開後に事業を軌道に乗せるための販売促進に要する経費、事業再開、事業継続のために必要な経費などについて、上限 50 万円の中でその一部を市町村が補助する場合に、その費用の 1/2 を県が負担した。

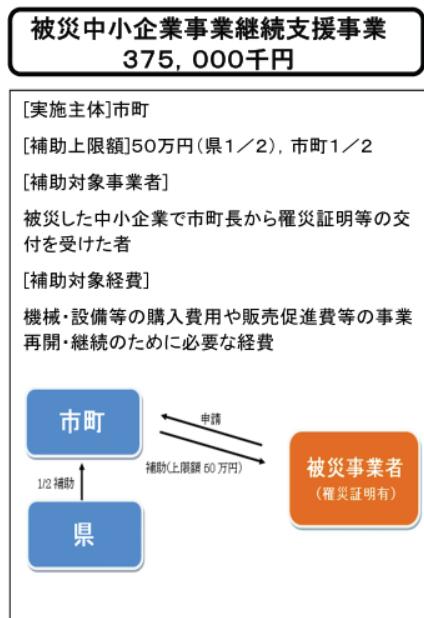


図 被災中小企業事業継続支援事業の概要

(出典) 茨城県「平成27年度予算案参考資料（11月補正）」

【20150308】被害農家への支援事業の実施と市町村支援（茨城県）

①農林水産省事業に対する上乗せ補助

- 農林水産省が実施している被災農業者向け経営体育成支援事業では、被災農家に対してトラクター、コンバイン等の農業用機械やパイプハウス等の農業用施設等の取得・修繕に対してその費用の $3/10$ に対して国が補助を行っている。
- 今回の水害では、さらに茨城県及び実施市町村においてそれぞれ $1.5/10$ にあたる金額を上乗せ補助した。

②家畜災害助成対策事業

- 県では、「茨城県農林漁業災害対策特別措置条例」を適用し、家畜の被害率（被害頭数）が30%以上の畜産農家に対して、肉用飼育素牛導入に要する経費について村がその費用の $3/10$ を支援する場合、その費用の $1/2$ を県が負担した。

【20150309】茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金の設置（茨城県）

- 関東・東北豪雨により被災した中小企業の復旧・復興を図るために、平成28年3月31日、(公財)茨城県中小企業振興公社に総額300億円の「茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金」を設置し、当該基金の運用益によって今後5か年にわたり、被災中小企業等の復興に向けた取組を支援することとした。
- 基金の設置にあたっては、300億円のうち240億円を(独)中小企業基盤整備機構の無利子貸付で充当し、残りの60億円を県の一般財源から支出した。
- 本事業では災害救助法適用10市町を対象としており、商工会等の復興計画策定支援や被災地復興イベント開催等支援事業、中小企業グループの被災中小企業等販路開拓等支援事業等について補助を実施しており、平成28年度事業費は約950万円であった。

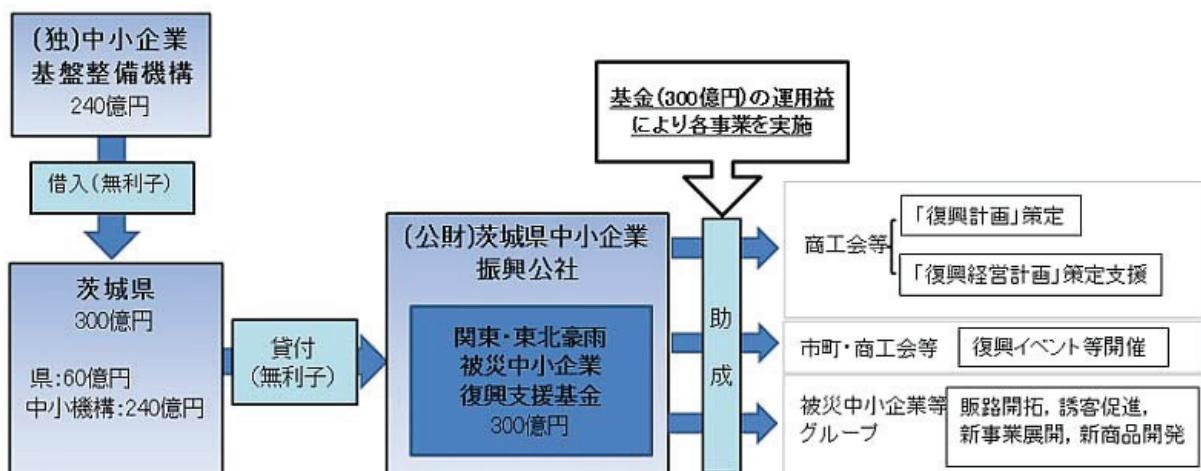


図 茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金のスキーム

(出典) 茨城県「茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金の設置について」ウェブサイト



図 茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金の事業概要

(出典) 茨城県「基金の概要について」